春日部市告示第５７１号

春日部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項の規定により準用する第11条第１項の規定に基づき公告し、変更理由書を添えて当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、春日部市に住所を有する者で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間中に春日部市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議あるときは縦覧満了の日の翌日から起算して15日以内に春日部市にこれを申し出る事ができる。

令和８年１１月５日

春日部市長　岩　谷　一　弘

１．　春日部農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自　　令和８年１１月６日
至　　令和８年１２月７日

２．　春日部農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

春日部市中央七丁目２番地１
春日部市役所農業振興課